

## 体育スポーツ施設の使用について

令和5年5月30日  
局長決定

改正 令和6年4月23日

(趣旨)

第1条 この局長決定は、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号。以下「規則」という。）第2条に規定する財産のうち体育スポーツ局が管理する体育スポーツ施設の使用及び規則第10条の規定に基づく当該施設の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的等)

第2条 体育スポーツ施設は、次の各号に掲げる目的に使用できるものとする。

- (1) 国立大学法人筑波大学（第7号及び次条第2号において「法人」という。）が主催する事業（学内行事：スポーツ・デー等）
  - (2) 体育に関する授業
  - (3) 体育に関する教育研究活動
  - (4) 体育会に所属する学生団体のうち体育スポーツ局が認定する学生団体が行う課外活動
  - (5) 体育会に所属する学生団体が行う課外活動
  - (6) 第3号以外の教育研究活動
  - (7) 第4号以外の学生団体が行う課外活動
  - (8) 法人が共催又は後援する事業
  - (9) その他体育スポーツ局長（以下「局長」という。）が適当と認めるもの
- 2 体育スポーツ施設の使用における優先順位は、前項各号の順序によるものとする。ただし、第4条に基づく許可後に優先順位の高い申込があった場合はこの限りではなく、申込者において許可された者と調整を行うものとする。

(使用者の範囲)

第3条 体育スポーツ施設を使用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 筑波大学の学生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、法曹学修生、特別学修生及び日本語研究生を含む。）
- (2) 法人の役員及び職員
- (3) 第2条第1項第8号及び第9号の参加者
- (4) その他局長が適当と認める者

(使用手続及び許可)

第4条 体育スポーツ施設（体育合宿所を除く。）における使用の申込は、原則として、次の各号の区分により、当該各号の申込期日に、別に定める使用願により翌月分を局長に提出し、その許可を受けなければならない。（第2条第1項第2号を除く。）

- (1) 第2条第4号及び第5号の規定により使用する場合 前月15日まで
  - (2) 第2条第7号の規定により使用する場合 前月24日以降
  - (3) 第2条第9号の規定により使用する場合 前月27日以降
  - (4) 第2条第3号及び6号並びに8号の規定、当月に使用する場合 随時
- 2 局長は、前項の規定により使用を許可したときは、別に定める使用条件を明示して使用者に通知するものとする。

(教育研究活動の使用)

第5条 第2条第3号に規定する目的で、学生が体育スポーツ施設を使用する場合は、当該使用に係る計画書を局長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第2条第6号に規定する目的で、大学教員及び学生が体育スポーツ施設を使用する場合は、当該使用に係る計画書を局長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用期間)

第6条 体育スポーツ施設の使用期間は、日又は時間を単位とし、原則として連続する14日以内とする。

(使用料)

第7条 第3条第3号及び第4号に規定する者が、体育スポーツ施設を使用するときは、別表の使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則別表第3表枠外1及び2の規定に該当する場合は、使用料を減額又は無償で貸し付けることができる。

3 第8条第2号の規定により局長が使用の許可を取り消した場合を除き、納付済みの使用料は返還しない。

(許可の取消し)

第8条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用前及び使用中にかかわらず、許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの局長決定若しくは使用条件に違反したとき、又は体育スポーツ局の運営に重大な支障を生じさせたとき。
- (2) 管理運営上必要と認められるとき。

(使用者の施設保全義務)

第9条 使用者は、別に定める使用心得を遵守し、体育スポーツ施設及びその設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

2 使用者は、故意又は重大な過失により、体育スポーツ施設及びその設備を滅失し、毀損し、又は汚染したときは、速やかに体育スポーツ局に報告するとともに、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

(体育スポーツ施設の使用禁止)

第10条 局長は、第8条第1号及び第9条に違反した場合、使用者に対し一定期間使用を禁止することができる。

(雑則)

第11条 この局長決定に定めるもののほか、体育スポーツ施設の使用及び貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この局長決定は、令和5年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 記

この局長決定は、令和6年4月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

## 体育スポーツ施設使用料金額表

別表（第7条関係）

### 体育スポーツ施設（屋内）

体育施設の名称	使用料金
中央体育館	
バスケットボール場	2,900
第1ダンス場	800
第2ダンス場	500
体操場	1,000
体操競技場	1,900
武道館	
相撲場	400
古武道場	500
第1多目的道場	800
第2多目的道場	700
剣道場	1,500
柔道場	1,300
水泳場	
屋内プール	5,800
飛び込みプール	2,600
球技体育館	
第1バレーボール場	1,700
第2バレーボール場	1,700
第1体育館	2,500
第2体育館	2,000
第3体育館	2,000
第4体育館（春日地区）	1,700
弓道場	700
弓道場（春日地区）	600
クラブハウス	
ラウンジ（1F）	800
第1研修室（2F）	400
第2研修室（2F）	400

### 体育スポーツ施設（屋外）

体育施設の名称	使用区分	使用料金	夜間照明使用料	夜間照明を使用する場合の使用料金
陸上競技場	全面	5,900	1,500	7,400
サッカー場	全面	3,700	1,400	5,100
セキショウフィールド	全面	3,800	1,200	5,000
ラグビー場	天然芝グラウンド	3,100	1,400	4,500
	人工芝グラウンド	800	1,400	2,200
多目的グラウンド	全面（3面）	3,200		
	1面	1,100		
野球場	全面	4,100	2,800	6,900
アーチェリー場	全面	600	200	800
ハンドボール場	全面	1,300	400	1,700
体芸テニスコート	全面（7面）	2,500	1,300	3,800
	1面	400	1,200	1,600
体芸クレイテニスコート	全面（3面）	1,100	800	1,900
	1面	400	800	1,200
中Bテニスコート	全面（4面）	1,600		
	1面	400		
西テニスコート	2面	700		
	1面	400		
テニスコート（春日地区）	4面	1,400	700	2,100
	1面	400	700	1,100
グラステニスコート（春日地区）	1面	300		
グラウンド(A, B)（春日地区）	全面（2面）	2,500		
	1面	1,300		
野外活動実習場	全面	300	100	400

注）体育施設の使用料は1時間当たりの料金とする（単位：円）。